控

受付
3.10.26
近畿税理士会

令和３年10月20日

近　畿　税　理　士　会
会　長　杉　田　宗　久　殿

近畿青年税理士連盟
代表幹事　藤原功子
大阪市中央区船越町１－１－１
大手前ハウス２０２号室

税理士試験制度についての意見書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和３年６月23日に日本税理士会連合会において「税理士法に関する改正要望書」が機関決定されました。本要望書においては、多様な人材の確保と受験者数の減少に対処するために、受験資格要件の見直しとして会計学に属する科目に限り受験資格要件を不要とするなどの方向性が示されています。

しかしながら、当連盟では、今後の税理士業界の発展のためには、多様な人材の確保と受験者数の減少に対処するための施策としての受験資格要件の在り方を検討するだけではなく、税理士試験における試験科目の在り方や採点基準、更には税理士試験合格後の登録時研修についても抜本的改革が必要であると考え議論を重ねました。その検討結果を取り纏めましたので、ここに意見書を提出いたします。

1.　受験資格要件について

【意見】

・　受験資格要件を撤廃すべきである。

【理由】

令和３年６月23日に日本税理士会連合会において機関決定された、「税理士法に関する改正要望書」において、「多様な人材の確保と受験者数の減少に対処するため、会計学に属する科目に限り受験資格要件を不要とするなど、要件を緩和すべき」と受験資格要件

の見直しについて記載されている。

会計学に属する科目に限り受験資格要件を不要としているのは、会計学に属する科目を入り口として税理士試験を受験するケースが多いためであり、この改正案は、税理士を目指す大学生にとっては、早期受験が可能になるので、受験者数の増加につながると推測される。しかしながら、会計学に属する科目に限り受験資格要件を不要にして、受験者数増加の効果が見込めるのは、主に早期に税理士試験を受験したい大学生のみであって、例えば、理系学部の卒業者、専門学校卒業者、高卒者は税法科目を受験するときに、受験資格要件の制限を受けることになり、社会に出た後に税理士を目指そうとする者の可能性を広げるには不十分である。

職歴や学歴など、それぞれが歩んできた経歴の数が多ければ多いほど、多様な人材を確保できると考えられる。よって、多様な人材を確保するために、受験資格要件を撤廃し、広く門戸を開くべきである。

その結果、多様な人材が税理士になることにより、例えば、デジタルに強い税理士、各種業界に精通した税理士など、納税者や税理士を目指す者に対して、税理士の魅力をさらに発信できるものではないかと考える。

2. 試験科目について

【意見】

- 税法科目については、賦課課税方式である科目等を除き、申告納税方式の科目である所得税法、法人税法、相続税法、消費税法の 4 科目のうちから 3 科目選択制にすべきである。
- 簿記論と財務諸表論を統合し、会計科目を一つにすべきである。

【理由】

税理士試験は、税理士となるために必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として行われるものである。

よって、税理士の使命が、「申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ること」であることから、賦課課税方式である住民税、事業税、固定資産税（法人住民税、法人事業税については申告納税方式）は試験科目から除くことが望ましい。また、酒税法は申告件数が限られていること、国税徴収法は、主に課税当局の徴収手続について定めた税目であり、税理士としての能力を測るための試験科目としては不適切と考えられるため、これらの税目も削除することが望ましい。

また、税理士の業務を行っていく上では、申告納税方式の科目である、所得税法、法人

税法、相続税法、消費税法に関与することが多いことから、税法科目は、申告納税方式の科目である所得税法、法人税法、相続税法、消費税法の4科目のうちから3科目選択制にして、税理士として必要な能力を確保すべきである。

なお、税理士の財務諸表論の計算項目については、簿記論の試験内容で補うことができるため、受験者の負担軽減の観点から、簿記論と財務諸表論を統合し、会計科目を一つにするべきである。

3. 採点基準について

【意見】

・ 試験実施後、採点及び配点の基準を公表すべきである。

【理由】

税理士試験の科目合格基準は、満点の60パーセントとするとされているが、採点基準や模範解答は存在しない。他士業の国家試験が細かな採点基準まで公表している状況と比べると、税理士試験は採点及び配点の基準が不明瞭であり、合否を含め受験者に対して十分な情報公開がなされているとは言えない。

このような状況は、税理士試験受験者に対して試験制度への信頼性を損なわせている。よって、透明性・信頼性のある試験制度を構築するために、試験実施後に採点及び配点の基準を公表すべきである。

4. 試験制度改革後の登録時研修について

【意見】

・ 登録時研修を実施する時期を、税理士登録の前とし、研修後のレポート提出又は試験合格をもって、税理士登録ができる仕組みを構築すべきである。
・ 登録時研修の内容は、税理士制度、行政法、国税通則法、民法、会社法など実務を行う上で必須とされる試験科目以外の周辺知識に加えて、より実務に即した内容の研修を行うべきである。

【理由】

登録時研修は、税理士の登録を受けた日から1年以内に実施されるが、その受講が義務化されているにも関わらず罰則等が無いことから一定数の未受講者が存在しており、登録時研修の効果が十分に機能していると言えない状況である。

そのため、登録時研修を実施する時期としては、現在のような税理士登録後ではなく、税理士登録の前にすべきである。

また、現状の登録時研修は、講義形式の研修のみであり、税理士の業務の改善進歩と能力の向上の確認が取れているかどうかわからない現状であるため、受講後にレポートの提出又は習熟度を確認するための試験を行って、レポート提出者又は試験合格者のみが税理士登録できる仕組みを構築し、登録時研修を税理士としての実務能力検証の場とすべきである。

なお、登録時研修の内容については、試験科目にない税目等や税理士制度、行政法、国税通則法、民法、会社法など実務を行う上で必須とされる試験科目以外の周辺知識の提供だけでなく、実務に即した内容の研修、例えば、税法を横断的に学ぶことができる研修とすべきである。